

東京医科歯科大学医学部附属病院卒後臨床研修管理委員会規則

平成16年4月1日
規則第219号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第6条第1項の規定に基づき、東京医科歯科大学医学部附属病院卒後臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本院における卒後臨床研修を効率的かつ円滑・安全に実施するため、研修内容の管理と運営を担当する。

(業務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 卒後臨床研修プログラム（以下「プログラム」という）の作成と運営に関すること。
- (2) 臨床研修病院群の形成に関すること。
- (3) 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設との協議・連絡に関すること。
- (4) 研修内容の管理と実績の評価に関すること。
- (5) 研修修了証認定の可否に関すること。
- (6) 研修医の処遇、健康管理等に関すること。
- (7) 研修後及び中断後の進路について、相談等の支援に関すること。
- (8) 研修の中断を勧告することに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 総合教育研修センター長
- (3) 総合教育研修副センター長
- (4) 卒後臨床研修において臨床研修医が研修を行う診療科・中央診療部門・分野の長
- (5) 臨床研修病院群を構成する協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (6) 本院が管理するプログラムの責任者
- (7) 医学部附属病院事務部長
- (8) その他総合教育研修センター長が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総合教育研修センター長をもって充てる。

(委員会の招集等)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員が会議に出席できないときは、委任状の提出をもって出席したものとみなすこととする。

2 議事は、前項の規定により、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(卒後臨床研修問題専門委員会)

第9条 委員会に、業務を円滑に実施するために、東京医科歯科大学医学部附属病院卒後臨床研修問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 委員会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 専門委員会の組織運営については、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学部附属病院事務部総務課が処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第12条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月18日規則第4号）

この規則は、平成24年1月18日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成27年3月10日規則第26号）

この規則は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第10号）

この規則は、令和3年1月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。